府令

○内閣府令第七十一号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年十一月三十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「こと」の下に「（企業取引課及び相談指導室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第四項中「事務」の下に「（企業取引課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

附　則

この府令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

省令

○外務省令第十七号

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二十三条第四項の規定に基づき、在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月三十日

外務大臣　岡田　克也

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令（昭和二十九年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「プレトリア（南アフリカ共和国）」を「プレトリア（南アフリカ共和国）ヌアクショット（モーリタニア）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十一年十二月一日から施行する。

○厚生労働省令第百五十二号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条の二に次の一項を加える。

4　第百二条の三第五項及び前条第五項の規定は、平成二十二年十一月二十九日までの間は、適用しない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六十六号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、海上交通安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

海上交通安全法施行規則の一部を改正する省令

海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　法第二十六条の規定による海上保安庁長官の権限（同条第一項ただし書に規定する方法により処分をする場合に限る。）は、当該船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのある海域を管轄する管区海上保安本部長も行うことができる。

附　則

この省令は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十九号）附則第一条第一号に規定する改正規定の施行の日（平成二十一年十二月一日）から施行する。

○国土交通省令第六十七号

海上衝突予防法（昭和五十二年法律第六十二号）第三十七条第一項の規定に基づき、海上衝突予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

海上衝突予防法施行規則の一部を改正する省令

海上衝突予防法施行規則（昭和五十二年運輸省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第四号中「無線電信その他の」を「あらゆる」に改め、同項第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二　デジタル選択呼出装置による二、一八七・五キロヘルツ、四、二〇七・五キロヘルツ、六、三一二キロヘルツ、八、四一四・五キロヘルツ、一二、五七七キロヘルツ若しくは一六、八〇四・五キロヘルツ又は一五六・五二五メガヘルツの周波数の電波による遭難警報

十三　インマルサット船舶地球局（国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する人工衛星局の中継により海岸地球局と通信を行うために開設する船舶地球局をいう。）その他の衛星通信の船舶地球局の無線設備による遭難警報

第二十二条第二項第二号中「船舶捜索救助便覧」を「国際航空海上捜索救助手引書第三巻」に改める。

附　則

この省令は、平成二十一年十二月一日から施行する。

告示

○総務省告示第五百三十六号

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第三条第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する国の負担又は補助の割合の特例を適用する公害防止対策事業として、次の事業を指定する。

平成二十一年十一月三十日

総務大臣　原口　一博

事業名	事業主体	事業期間
有明海覆土等事業	佐賀県	平成二十一年度から平成二十二年度まで
鹿角第二地域公害防除特別土地改良事業	秋田県	平成二十一年度から平成二十二年度まで

○法務省告示第五百五十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定及び法別表第一の四の表の就学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成二年法務省告示第百四十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月三十日

法務大臣　千葉　景子

別表第一の国際総合健康専門学校日本語科の項の次に次のように加える。

YMCA健康福祉専門学校	神奈川県

別表第一の熊本YMCA学院日本語科の項の次に次のように加える。

九州測量専門学校日本語科	熊本県

別表第二の常陸学院の項の次に次のように加える。

国際アカデミー日本語学院取手校	茨城県